

グリーン調達基準書について

近年、環境保全活動は企業の重要な経営課題としてクローズアップされており、その中で企業の果たす役割が大きくなっています。

弊社グループも、事業活動に伴う環境負荷を減らし、少しでも環境保全・快適環境創造の役割を果たすことが企業の社会的責任と考え、ISO14001に従った環境マネジメントシステムの構築・製品環境影響評価・ゼロエミッションなど様々な自主活動を行ってまいりました。

2001年10月より、弊社グループでは環境管理活動の一環としまして原材料等の調達の際に従来のQCDに加えてE（環境）についても評価し、環境負荷の低い商品を環境負荷の低い取引先から調達します、いわゆる「グリーン調達」を実施し、「調達のグリーン化」を推進しています。

このたび、CSR(企業の社会的責任)、最近の化学物質に関する動向などを踏まえて、グリーン調達基準書を改定いたしました。

環境保全に関する各種動向に適切に対応するためには、弊社グループに原料、部材などを納入して頂いています御社のご支援・ご協力がなければ達成できないと考えています。何とぞ、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

1. グリーン調達基準書について

本書の構成は以下の通りなっています。

- 1) グリーン調達基準兼評価票 A (取引先)
- 2) グリーン調達基準兼評価票 B (商品)
- 3) 別表 - 1 使用禁止物質等リスト
 - 1) 別表 - 2 複数の化学物質を含む化学物質群のCAS の例
 - 2) 別表 - 3 発生してはならない特定アミンリスト
- 4) 別表 - 4 含有量開示化学物質の法令
- 5) 付属資料 グリーン調達基準兼評価票の記入要領

2. 基準を適用する取引先の範囲

弊社グループと取引引きされる下記の取引先とします。但し、弊社グループ内の工事会社、販売会社の取引先は基準の対象外とします。

- 1) 弊社グループ製品の製造に使用する原材料、部材等のメーカー
- 2) 弊社グループ製品を入れるまたは包む包装材料のメーカー
- 3) 弊社グループ製品の外注メーカー及び弊社グループOEM製品の供給メーカー
- 4) 弊社グループ製品・部品等の加工委託メーカー
- 5) 上記商品を取り扱っている商社、輸入業者

3. 基準を適用する商品の範囲

弊社グループが2項に掲げた取引先より調達する全ての商品とします。但し、弊社グループが全ての原材料等を支給又は指定している場合は商品基準の対象外とします。

4. 取引先と評価いただく基準兼評価票

取引先に応じて、評価いただく基準兼評価票が異なります。下表を参照いただき評価をお願いします。

< 取引先と評価いただく基準兼評価票 >

取引先分類	調査する基準兼評価票
商社、輸入業者(但し、 項を除く)	基準兼評価票 A (取引先)
商品に使用する全ての原材料等を当社が支給または指定している会社	
加工等の外注委託会社	
商社、輸入業者で当社に納入される商品を自前のルートで調達している会社	基準兼評価票 A (取引先)
当社等の製品製造を委託している会社(但し、 項を除く)	
原材料、包装材料、部材等の製造会社	

5. 取引先、商品の評価

取引先基準、商品基準に対する御社の自主評価結果を弊社の評価結果といたします。その評価結果は、グリーン調達基準兼評価票の右欄に自動的に計算され表示されます。

6. 基準適否の判断方法

グリーン度の判断は、取引先基準、商品基準の各評価基準に対する御社の自主評価結果の合計点で、下記の3段階で行います。

取引先・商品ランク	判断基準
評価 A	評価点合計が 80点を超えるとき
評価 B	評価点合計が 50点以上80点以下のとき
評価 C	評価点合計が 50点未満のとき

7. 弊社グループ評価結果のフィードバック

御社の自主評価結果でもって、弊社グループの評価結果といたします。従いまして、改めて弊社グループの評価結果を御社にフィードバックいたしません。

8. 評価結果Cの取り扱い

評価結果がCの取引先または商品については、原則として、評価結果がB以上となるように改善等のご検討をお願いいたします。

9. グリーン調達基準兼評価票A（取引先）の目的

グリーン調達基準兼評価票A（取引先）は、御社の環境保全等に対する企業体質を自主評価していただく基準です。原則として定期的に評価していただきます。

10. グリーン調達基準兼評価票B（商品）の目的

グリーン調達基準兼評価票B（商品）は、納入される商品の環境負荷度を自主評価していただく基準です。原則として定期的に評価していただきます。

11. 評価基準の重点化

取引先、商品ともに各評価基準の中で弊社グループが特に重要と考えています基準には重み付けを行っている基準があります。各基準兼評価票の「重点評価基準」の、 がそれにあたります。

12. 基準兼評価票の送付・返送方法

弊社グループの担当部所から e - メール等の電子データでご送付または、下記のインターネットアドレスでダウンロードして下さい。

アドレス：<http://www.sekisui.co.jp/company/suggestion/index.html>

評価結果につきましては、e - メール等の電子データで弊社グループの依頼者あてお送りください。

13. 基準兼評価票の記入

基準兼評価票の記入方法につきましては、添付しています「グリーン調達基準兼評価票の記入要領」に記載しておりますのでご参照ください。

14. 本書等の改定

本書、各基準、化学物質リスト等は、社会情勢等の変化に応じて随時改定します。

15. 他の資料

必要に応じて、基準兼評価票以外の資料の提出をお願いする場合があります。

16. 評価結果の取り扱い

提出いただきました評価結果及び資料は弊社グループのみで使用し、外部には一切公表いたしません。

以上